

第11回「医療安全の確保に向けた保健師助産師  
看護師法等のあり方に関する検討会」

議 事 次 第

平成17年10月17日（月）  
16:00～18:00  
厚生労働省専用第15会議室

1 開 会

2 議 題

看護職員の専門性の向上について

3 閉 会

資 料

- 資料 1 医療提供体制の改革のビジョン
- 資料 2 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）
- 資料 3 医療分野における規制改革に関する検討会報告（抜粋）
- 資料 4 看護職員の研修に関する取組
- 資料 5 日本看護協会「専門看護師・認定看護師」（菊池委員提出資料）
- 資料 6 日本精神科看護技術協会「精神科認定看護師」
- 資料 7 看護師の専門性に関する評価研究
- 資料 8 専門医と広告について
- 資料 9 看護職員の専門性に関する論点
- 資料 10 第10回検討会における「看護記録について」に関して  
出された主な意見
- 参考資料 1 看護系大学院設置状況
- 参考資料 2 広告可能な医師・歯科医師の専門性を認定してる団体について

## 医療提供体制の改革のビジョン（抜粋）

平成15年8月 厚生労働省

### ②質が高く効率的な医療の提供

#### Ⅳ 医療を担う人材の確保と資質の向上

##### （3）時代の要請に応じた看護の在り方の見直しと資質の向上

- ① 高齢化の進展等による需要の増大等に対応し、看護職員確保対策を総合的に推進する。
- ② 看護師等の卒前の技術教育が適切に推進できるよう、臨地実習の実施のための条件整備を行い、その定着を図る。また、医療の高度化・専門化に対応するため、特定の領域について、より高度な知識・技術を有する看護師（専門看護師等）の養成強化や普及を推進する。さらに、看護基礎教育の内容を充実するとともに、大学教育の拡大など、看護基礎教育の期間の延長や卒後の臨床研修の在り方について制度化を含めた検討を行う。
- ③ 准看護師が看護師になるための途を拡大するため、平成16年度から、看護師養成所2年課程通信制を創設するとともに、その普及を図る。

## 規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）

（平成17年3月25日閣議決定）

### 6 医師・医療従事者の質の確保

- （1）医療の質の確保・向上、医療の信頼の確保のため、重大な医療事故を起こした医師や医療事故を繰り返す医師については、医師免許を管掌する国の責任において、その厳格な処分や再教育を行うよう、組織体制や調査権限の強化を図るとともに、再教育の方法を確立する。【平成17年度中に検討・結論】
- （2）患者に対し良質で安心できる医療サービスを提供できるよう、高い技術を習得した専門医の育成を促すほか、より専門性の高い看護師等の育成や、臨床研修等の教育環境整備等、具体的な措置を講ずる。【平成17年度中に措置】

## 「医療分野における規制改革に関する検討会」報告（抜粋）

平成16年1月30日

### Ⅲ 当面取り組むべき規制の改革

1. 患者・国民に対する情報提供の推進、患者・国民による選択と  
医療機関の競争の促進

#### ③ 広告規制の緩和

広告規制については、今後とも逐次緩和を図る。その際、  
具体的には、例えば、次の事項について検討する。

- ・ 看護師の専門性に関する事項

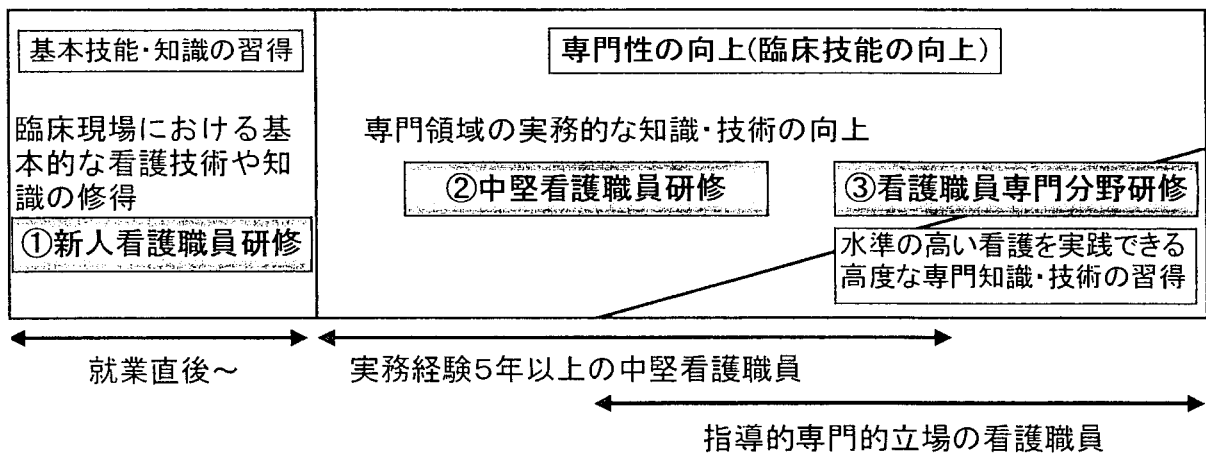
## 看護職員の研修に関する取組

### 看護職員臨床技能向上推進事業

#### ○趣旨

看護職員を①指導的立場に立つ熟練した看護職員、②実務経験5年以上の中堅看護職員、③就業直後の新人に分類し、各々の段階に応じた研修を実施し、体系的な資質の向上を推進する。

特に、平成15年度より、特定の看護分野において、高度な看護実践を学ぶことのできる施設として選定された実習施設において専門的な技能を修得させること等により、がん看護や感染管理などの専門性の高い看護師の育成を重点的に促進する。併せて、中堅的な看護職員に対する実務的な技術研修についても促進を図るものである。



#### ①新人看護職員研修

##### ○新人看護職員研修推進事業

新人看護職員研修の重要性に鑑み、平成15年度に取りまとめられた「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会」の報告を踏まえ「新人看護職員研修到達目標及び研修指導指針等」を活用して、各医療機関の院内研修責任者、新人研修担当者に対し講習を実施し、各医療機関にフィードバックすることにより、全国統一された新人看護職員の臨床技能の向上を図るものである。

- a. 実施機関：厚生労働省  
(各地方厚生(支)局(8カ所)で実施)

#### ○ 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業

医療安全の確保に向け、助産師学校養成所の卒業直後から(専任の指導者等)及び研修プログラムに基づく臨床実務研修を実施し、助産師のケアの質の向上を図るものである。

- a. 実施機関：年間分娩件数がおおむね700件以上の産科の専門的病院
- b. 研修期間：3ヶ月

#### ② 中堅看護職員実務研修事業

実務経験5年以上の中堅看護職員を対象に専門領域の実務的な知識・技術の向上を図るための事業である。

- a. 実施機関：都道府県
- b. 研修内容(例)：感染看護、精神科看護、救急看護、リスクマネジメント、がん、心筋梗塞、脳卒中、認知症、骨折等
- c. 実施期間：5～15日間

#### ③ 看護職員専門分野研修事業

特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するための事業である。

- a. 実施機関：都道府県、厚生労働大臣の認める者
- b. 研修内容(例)：救急看護、創傷・オストミー・失禁、感染管理、重症集中ケア、ホスピスケア、がん化学療法看護、がん性疼痛看護、地域看護、訪問看護、新生児集中ケア、不妊看護等
- c. 実施期間：6ヶ月/コース